

さいたま市訓令第1号

さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月16日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程の一部を改正する訓令

さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程（平成13年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 市が出資している公共的団体又は他の公共団体から依頼された設計金額が<u>2,000万円</u>以上の建設工事等の業者の選定に関する事。</p> <p>(7) [略]</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員長及び若干人の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長は<u>財政局長</u>を、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> 建設局道路部長</p> <p><u>(10)</u> 建設局営繕部長</p> <p><u>(11)</u> 建設局下水道河川部長</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(会議)</p>	<p style="text-align: center;">(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 市が出資している公共的団体又は他の公共団体から依頼された設計金額が<u>500万円</u>以上の建設工事等の業者の選定に関する事。</p> <p>(7) [略]</p> <p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員長、<u>副委員長</u>及び若干人の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長は<u>財政局に関する事務を担当する副市長</u>を、<u>副委員長は都市局に関する事務を担当する副市長及び建設局に関する事務を担当する副市長</u>を、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)</u> 財政局長</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> 経済局長</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> 建設局土木部長</p> <p><u>(12)</u> 建設局建築部長</p> <p><u>(13)</u> 建設局下水道部長</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">(会議)</p>

第4条 [略]

2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはあらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

3 委員会の議事は、出席した委員（委員が前項ただし書の規定により議長の職務を代理する場合にあつては、当該委員を除いて出席した委員）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の開催）

第5条 定例会は、1月に2回開催するものとする。

2 [略]

3 委員会は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。

4 [略]

5 設計金額が3億円未満の建設工事若しくは施設修繕又は設計金額が5,000万円未満の工事に伴う設計等に係る指名業者の選定については、会議の開催を省略することができる。

第4条 [略]

2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは副委員長が、委員長及び副委員長共に事故があるとき又は委員長及び副委員長共に欠けたときはあらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員（副委員長が前項ただし書の規定により議長の職務を代理する場合にあつては、出席した委員）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の開催）

第5条 定例会は、毎火曜日に開催する。

2 [略]

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員の半数以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。

4 [略]

5 設計金額が2,500万円未満の建設工事若しくは施設修繕又は設計金額が1,000万円未満の工事に伴う設計等に係る指名業者の選定については、会議の開催を省略することができる。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。